



成年後見制度をご存知ですか？

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由から判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「後見人」や「保佐人」などが、本人にかわって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。以下、実際に成年後見制度を利用する際の申し立て手順となります。

申し立てから開始までの手続きの流れの概略

裁判所へ
申立て

調 査

法定後見の開始の審判
成年後見人等の選任

審判の確定
(法定後見の開始)

約1～4ヶ月程度

▶申立てができる方・・・本人・配偶者・4親等内の親族

▶申 立 て 費 用・・・申立てする方(弁護士等)によっても異なりますが、約15,000円から10万円程度

審判が確定し後見人がつくと、大きく分けて次の2つの役割を担います。

▶財産の適切な管理

預貯金や不動産、年金、日常生活費などを管理します。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。



▶日常生活の支援

介護・福祉サービス利用の手続き、施設入所契約など本人の生活を支援します。入院時には費用の支払いもします。



▶問合せ 神崎町地域包括支援センター ☎72 1 6 0 7

町独自施策！

小規模事業者対象給付金を交付します

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し経営状態が悪化している町内小規模事業者の方へ給付金を交付します。

▶対 象 者 (以下の条件を全て満たす者)

- (1) 町内に主たる事業所を有する小規模事業者であること。
- (2) 令和元年度から事業を営んでおり、事業を継続する意思のある者。
- (3) 令和3年1月～12月の間に、前年又は前々年の売上高若しくは前年又は前々年の平均売上月額と比較して30%以上売上が減少した月のある者。
- (4) 前年又は前々年の平均売上月額が30万円以上である者。
- (5) 暴力団員等でないこと。

▶給 付 額 10万円

▶申請期限 令和4年2月28日(月)

▶申請場所 まちづくり課産業係 ☎☎2 1 1 4

※なお、土・日・祝日は日直しかおりませんので、月曜日から金曜日の間にお問合せをお願いいたします。